



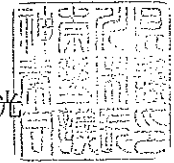
FNo.0・6・2(甲)

平成26年12月5日

秦野市議会議員

折口 隆二郎 様

秦野市議会議長 諸 星 光



秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反する  
疑いがある事件の措置について

平成26年10月2日に調査請求があった、政治倫理基準に違反する疑いがある事件については、秦野市議会議員政治倫理規程第6条の規定により、次の措置を講じることとします。

#### 1 措置の内容

無所属クラブが、会派として政務活動費を使用していることは、同会派が提出した平成25年度政務活動費実績報告書などからも明らかです。それにもかかわらず、同会派の構成員である折口隆二郎議員の政務活動費未使用との主張は、社会通念上理解し難く、市民に誤った情報を伝え、誤解を招いたと言わざるを得ません。また、このことについて、謝罪や訂正などがなされないことを含め検討した結果、秦野市議会議員政治倫理規程に定める政治倫理基準に反する行為であると判断しました。

よって、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復させるため、折口隆二郎議員に対し、議員連絡会等の場における謝罪とともに、平成26年第4回定例会閉会日の翌日から30日間の市庁舎への登庁禁止を求めるものです。